（別紙５）

生産者が行う米穀の出荷又は販売の事業の概要

１　事業開始予定時期

２　申請時点での年間の出荷又は販売予定数量

（注１）認定生産製造連携事業計画の変更の認定を申請する場合には、当該変更の認定を受けて事業を開始する予定時期及び当該変更の申請時点の年間の出荷又は販売予定数量を記入すること。

（注２）２の出荷又は販売予定数量については、「精米＝玄米×0.91」で換算すること。

（別紙６）

飼料製造を行う事業場等の概要

１　飼料を製造する事業場の名称及び所在地

２　販売業務を行う事業場及び飼料を保管する施設の所在地

３　製造する飼料の種類

４　飼料の製造の開始年月日

５　飼料の製造に用いられる新用途米穀以外の原材料の種類

６　飼料を製造する施設の概要

（注）飼料とは、新用途米穀加工品である飼料をいう。